

答 申 第 7 号
平成28年11月1日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

福島町議会基本条例諮問会議
会 長 村 山 和 治

平成28年度の諮問事項に対する意見等について（答申）

平成28年5月16日付け福議号で諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

記

1. 調査審議を求める事項

(1) 議会評価（平成27年度分）の検討

議会基本条例第17条第1項の規定に基づき、1年ごとに実施し町民に公表している議会評価については、「適正に行われている」と認めるが、次の点について検討を希望する。

① 「討論」について

平成26年8月22日付け答申第5号の議会評価（平成25年度分）でも指摘している、「本会議における討議・討論」と「常任委員会における討議」に分ける必要性については、平成27年度評価から適用され評価内容が理解しやすくなったことを確認した。

(2) 議員期末手当の改正について

福島町の議会議員の歳費については、当諮問会議において答申した（平成22年12月）「福島町方式」により算定されており、その基準は町長等三役の給料月額の前平均を基に算出していることから期末手当についても同様にすべきと考える。

したがって今回の特別職の期末手当の改正に合わせた議員期末手当の改正は問題ないものとする。

なお、今後も財政状況・社会情勢により歳費等の見直しが行われる際には、福島町議会は独自（福島町方式）の算定基準を条例化しており、当面は現行方式の対応が望ましいと考える。

また、現行の福島町方式における係数については町長の年間活動日数と議員の年間活動日数から30～38%程度の幅があるので、定期的な活動日数の検証を今後の検討課題とされたい。

（3）議会基本条例第11条（議決事件の拡大）見直しの検討

同条項に規定している計画は、当初11計画を対象とし、その後2計画を追加して現在は13計画を議決事件としており、このうち11計画については議決済みとなっている。

今回除外すべきとした計画についてもすでに議決済みとなっているが、計画内容や策定のもととなる法律等から除外すべきとした議会運営委員会の判断は妥当である。

なお、同条項については議会として議決責任という役割を町長等と公平に分担するという観点から定めており、条例制定の趣旨を鑑み、今後、見直しの際においては十分検討されるよう申し添える。

2. 確認を求める事項

（1）議会基本条例の見直し検討による行動計画の確認について

平成23年11月の当諮問会議からの答申に基づいたものであり、適正に行われていると認められる。引き続き適正に実施されるよう希望する。